

平成5年（行ウ）第4号再処理事業指定処分取消請求事件

原告 大下由宮子 外157名

被告 原子力規制委員会

求 釈 明 書

-六ヶ所再処理工場の700Galに引き上げられた基準地震動Ssへの
被告の対応方針に関する求釈明-

青森地方裁判所 民事部 御中

2021年（令和3年）4月 20日

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 浅 石 紘 爾

弁 護 士 内 藤 隆

弁 護 士 海 渡 雄 一

弁 護 士 伊 東 良 徳

外13名

はじめに

原子力規制委員会は2020年7月29日、日本原燃が変更許可申請をしていた本件再処理施設について、新規制基準を満たしているとする審査書を全会一致で決定した。現時点では、設備の耐震性の補強工事など詳細設計などを記した「設計及び工事方法の認可」手続きがすすめられる段階となっている。

原告らは、本件再処理施設は、海底活断層と六ヶ所断層が連動して活動した場合に予測される2000Galを超える巨大な地震動に耐えられないだけでなく、日本原燃が策定し、被告が審査で認めた700Galの基準地震動にも耐えられないことを「原告準備書面」(178)で論じたところである。

本件施設の事業指定時及び建設時の基準地震動は、375Galであった。本件施設内の再処理プロセスには試験運転の際に、高レベルの放射性物質を含んだ溶液が流されており、プロセス(セル)の中に人が立ち入ることはできないため、物理的に耐震強度を高めるような工事は不可能な状態にある。

2009年6月29日、原子力安全・保安院は、日本原燃が提出していた耐震バックチェック報告書(基準地震動450Gal)について「妥当」との判断を示し公表した。しかし、この時点でほとんど耐震設計に余裕がない箇所が多数に及んでいた。

もともとの耐力が基準地震動と比べて余裕がほとんどないレッドセル内の機器・設備などは、耐震補強が不能であり、700Galの新たな基準地震動にも耐えられないことは明らかであると主張した(同準備書面)。

第1 原告らの基本的な考え方にもとづく求釈明

被告は、この現存の設備が耐震性を有するかどうかを、審査で判断するべきであった。

すなわち、原告らとしては、本件再処理施設にかかる全ての既設の建物・構築物および既設の設備(機器・配管類)の耐震安全性について、700Galの基準地震動Ssに耐えられるかどうかを事業変更許可の段階で確認する必要があると考える。そして、被告は、適合性審査の段階で、このことを確認するこ

とが可能であったと考える。

本件施設は、これから設備の設計を行ない、建設あるいは設置を行なう新設の設備と違い、すでに設計を終え実物が建設あるいは設置されているため、すぐにでも耐震評価が可能ならずである。

したがって、設計及び工事方法の認可の申請を待つまでもなく、被告は各施設の安全性を変更許可の段階で審査しなければならなかったと考える。

さらに、設備によっては、現在すでに運用中であり、高いレベルの放射性物質を内蔵するなどして、耐震安全性の欠如が重大な事故をひきおこす可能性があるため、耐震安全性を早急に確認することが必要である。

よって、以下の事項につき釈明を求める。

(求釈明事項)

- 1 被告原子力規制委員会及び原子力規制庁は、700 Gal の基準地震動 Ss への既設の設備の対応状況について、事業変更許可申請の審査の段階で日本原燃からどのような説明を受けたのか、説明内容と提出資料を明示されたい。
- 2 この説明において、事業変更許可申請にかかる 700 Gal の基準地震動 Ss によって既設の設備がどのように応答すると解析されているのか。
 - (1) 建物・構築物、屋外重要土木構造物それぞれについて、部材、評価の位置、発生応力度、評価基準値、荷重の組み合わせケースなど評価内容を、あまずと
ころなく明らかにされたい。
 - (2) 各機器・配管系について、設置されている建屋、評価対象設備、耐震分類、
評価部位、応力分類、発生値、評価基準値、評価方法など評価内容を、あまず
と
ころなく明らかにされたい。

第2 日本原燃が耐震補強を要しないとの見解に立ち、被告がこれを認めて変更許可（2020年7月29日付）した場合について

この点に関しては、原告らの前記準備書面の提出を受け、日本原燃の増田社長は、2021年1月28日の会見で、記者の質問に対して「700Galの地震動にセル内のほとんどの機器が耐えられると思う。仮に補強が必要になっても線量を下げるなど工夫して対応する」と回答したとされる（別添1月29日デーリー東北）。

この回答によると、日本原燃は、未だ、個々の設備についての耐震性の検討をしておらず、原則として耐震補強を要しないと考えているか、もしくは耐震補強は原則としてしない方針とも考えられる。

よって、以下の事項について釈明を求める。

(求釈明事項)

- 1 日本原燃から、事業変更許可申請にあたり、「耐震補強を要しない」との説明があったのか。あったのなら、その時期、内容、提出資料をすべてあきらかにされたい。
- 2 たとえば、耐震安全評価の計算に際して、重要なパラメーターの変更があったとか、計算手法を変更したとか、評価基準値の変更があったなどがあれば、そのすべてについて、説明の内容とその根拠につき明らかにされたい。
- 3 被告としては、事業変更許可申請の審査にあたり、「耐震補強を要しない」と判断したのか。そう判断したのなら、日本原燃の説明について、どのような検討を行った上で、そのような判断に至ったのか。その判断の過程及びその根拠を、説明資料を添付して明らかにされたい。

第3 被告が、今後、設計及び工事方法の認可申請に関する審査において、個々の設備について安全性を審査すると考えている場合について

被告原子力規制委員会は、個別の設備が700Galの基準地震動Ssに耐えられ

るかかどうかという点について、既設の設備についても、設計及び工事方法の認可申請の段階で、これから確認するとしているようである（被告準備書面（54）46頁～50頁）。

よって、この観点から、以下の事項につき釈明を求める。

（求釈明事項）

- 1 仮に、上記審査段階で耐震補強工事が必要な既設の設備が出てきたとして、それが人の立ち入ることができないレッドセル内に設置されている場合には、どういう改造・補修手順、工法で耐震補強工事をするのかということについては、基本的な設計の一部として事業変更許可の段階できちんと審査すべきものであると考えるが、被告の見解如何。
- 2 その部分について、どういう審査がなされて、どういう判断がされたのかという点について、審査資料を添付のうえ明らかにされたい。

以上

使用済み核燃料再処理工場の耐震補強について見解を述べる増田尚宏社長

28日、青森市



再処理工場で原燃「ほとんどの機器揺れに耐えられる」

耐震補強困難指摘に

日本原燃の増田尚宏社長は28日、青森市で定例会見を開いた。使用済み核燃料再処理工場（六ヶ所村）で耐震補強工事が困難である

ことを示唆する資料が行政訴訟で示されたことについて、「700gの地震動にセル内のほとんどの機器が耐えられると思う。仮に補強が必要になっても線量を下げるなど工夫して対応する」との認識を示した。

再処理工場を巡っては、核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団が国の事業許可取り消しを求めて青森地裁で係争中。

原告は22日の口頭弁論で、過去に東京電力が作成した資料を提示し、680gを基準にした場合に「再処理工場ではレッドセル（放射線量が極めて高い密閉された部屋）内の機器が要補強となるが、アクセス困難」という記載を引用。補強工事が困難であると指

摘した。

原燃は基準地震動（耐震設計の目安となる地震の揺れ）を700gに設定している。増田社長は、機器ごとの揺れが地震動と共振しないようにすることが重要で、支持部材を追加するだ

けが耐震への対応ではない」と説明した。

その上で「確実に全ての機器が耐えられることは今後の設工認（詳細設計の認可）の審査を見てももらえれば分かる」と強調した。

（桑田友人）